

第5章 重点整備地区の基本構想

5-1 重点整備地区の位置

■前提条件（交通バリアフリー法における重点整備地区の考え方）

交通バリアフリー法では、乗降客 5000 人／日以上などの特定旅客施設を中心とした徒歩圏（500m～1km）内で、以下のような要件に該当する地区を重点整備地区と定義しています。（法第2条第7項）

①配置要件（施設の分布）

特定旅客施設から徒歩圏内にあり、相当数の高齢者、身体障害者等が利用する施設を含む地区。

②課題要件（事業実施の必要性）

特定旅客施設、一般交通用施設及び公共用施設について、高齢者、身体障害者等の利用の状況等から総合的に判断して、当該事業の実施が特に必要と考えられる地区。

③効果要件（事業の効果）

移動円滑化のための事業の実施が総合的な都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切であると認められる地区。

■上位・関連計画、現況整理から浮かび上がってくる各駅周辺の状況

所沢駅周辺地区	駅の乗降客数や駅を発着するバスの本数が多く、駅周辺には高齢者や身体障害者等が利用する施設が数多く含まれている。
航空公園駅周辺地区	所沢市まちづくり基本方針において、所沢駅周辺は広域総合生活拠点、新所沢駅周辺は広域生活拠点、航空公園駅周辺は広域学習・文化拠点とそれぞれ広域的な拠点として位置付けられている。
新所沢駅周辺地区	
西所沢駅周辺地区	所沢駅、航空公園駅と近接しており、3駅で囲まれるエリアは所沢市中心市街地活性化基本計画において、中心市街地に指定されている。
その他の駅周辺地区	施設等は少ないものの、駅及び駅前広場についてバリアを抱える駅がある。（下山口駅、東所沢駅など）

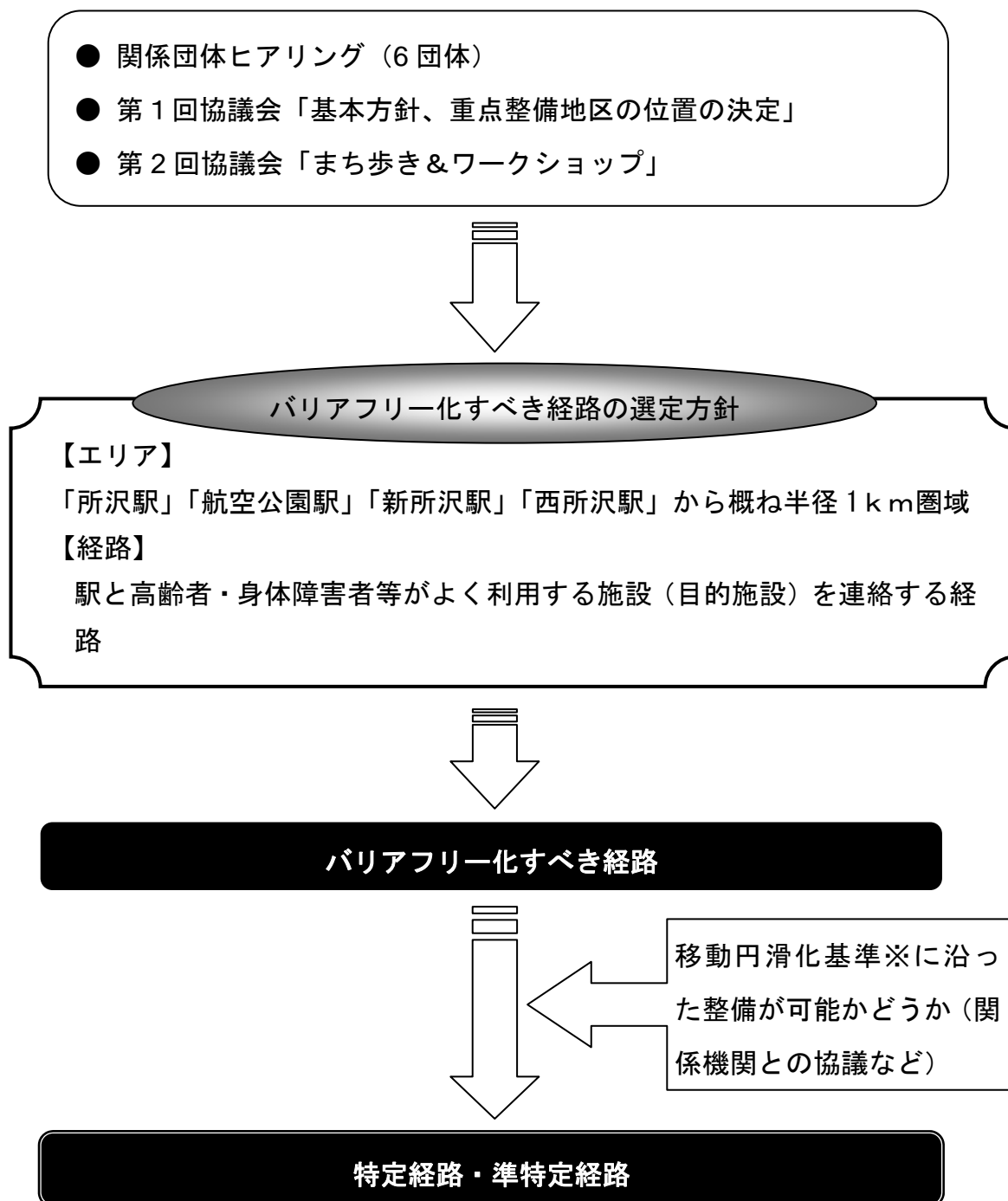
■ヒアリングから浮かび上がってくる各駅周辺の状況

所沢駅周辺地区	高齢者や障害者が良く利用する施設が数多く含まれており、かつ駅前広場や道路等のバリアフリー化の推進に対する要望が市内でも最も多いエリア。
航空公園駅周辺地区	
新所沢駅周辺地区	
西所沢駅周辺地区	上記3駅に次いで、駅や道路等のバリアフリー化を望む声が多い。
その他の駅周辺地区	各駅個別に対する要望は少ないものの、駅周辺については、市内全域的にレベルアップを図ってほしいとの声もある。

これらを踏まえ、重点整備地区の位置を決定。

重点整備地区の位置について	
考え方	市内全駅のバリアフリー化をめざす。
重点整備地区の位置	所沢駅 航空公園駅 新所沢駅 西所沢駅
バリアフリー化の進んでいない駅について	駅のバリアフリー化を進める（努力義務）。
その他の地域（駅から1km圏外も含む）	個別に整備できる箇所に対し、市として予算化し対応する。

5-2 特定経路設定の流れ



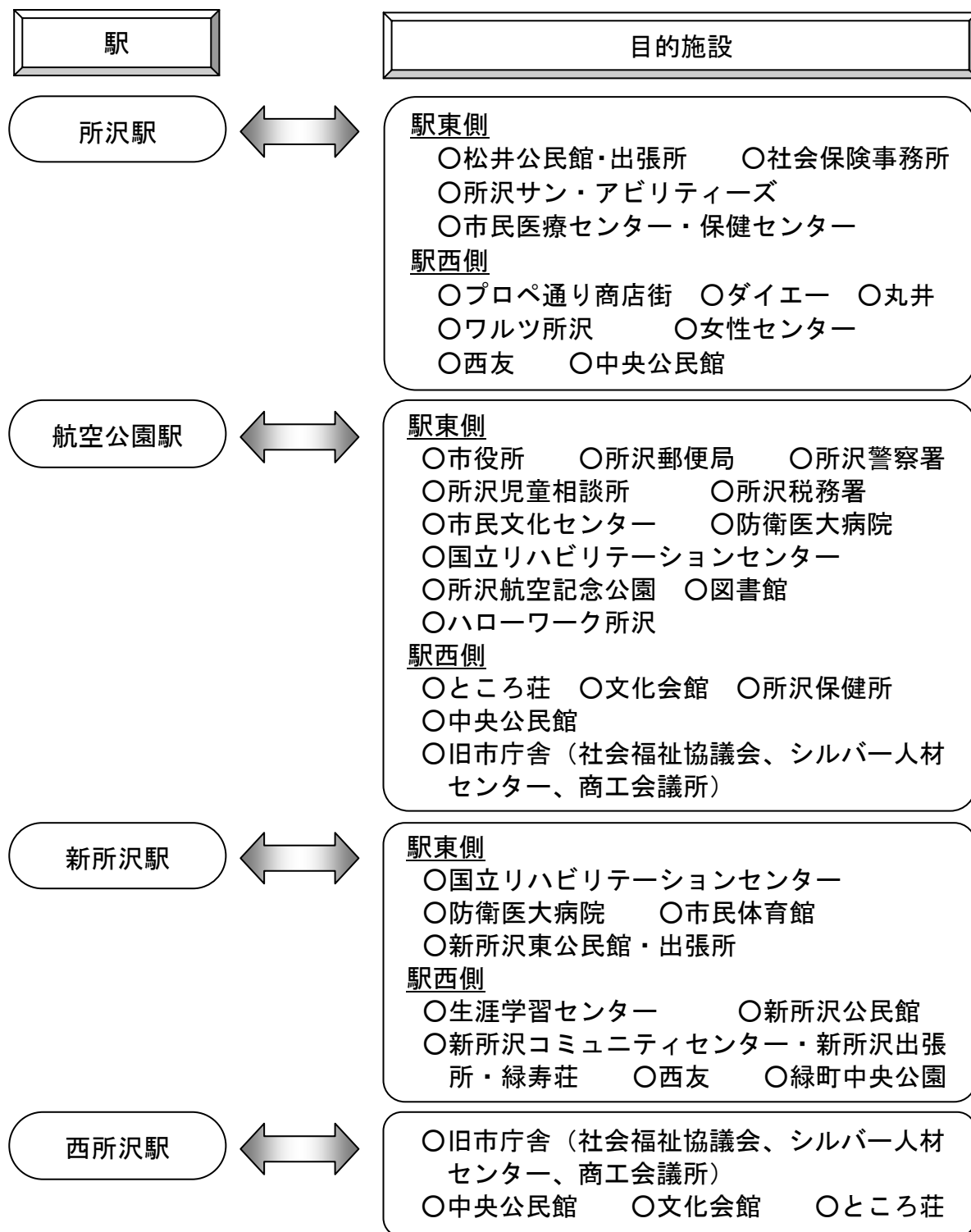
※移動円滑化基準：『交通バリアフリー法で定める重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（平成12年11月）』のこと。道路に関しては、有効幅員2m以上、縦断勾配5%以下等の基準が定められています。

5-3 バリアフリー化すべき経路の抽出

(1) 抽出にあたっての考え方

「所沢駅」「航空公園駅」「新所沢駅」「西所沢駅」と下記に示す目的施設を結ぶ経路をバリアフリー化すべき経路とします。

また、目的施設については、主要な公共公益施設（官公庁、医療福祉施設、文化・スポーツ施設）やヒアリング・ワークショップ等であげられた高齢者や障害者の方々が良く利用する民間施設（商業施設など）を対象としています。



(2) バリアフリー化すべき経路

